政　令

平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十二号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

「	
ハ　和歌山県西牟婁郡白浜町	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
』	を
「	
ハ　和歌山県西牟婁郡白浜町	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
ニ　大阪府高槻市	法第十一条の二に規定する措置
』	に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　**吉川**　貴盛

平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十三号

平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに鹿児島県大島郡伊仙町の区域に係る激甚災害にあっては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

備考　上欄の暴風雨とは、平成三十年台風第二十四号によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
国土交通大臣　石井　啓一

省　令

○経済産業省・国土交通省令第二号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十年政令第三百二十九号）の施行に伴い、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月五日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一